

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
堺西高等学校	通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが3件あった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。																				
	<table><tr><th>職員</th><th>支給対象期間</th><th>既支給額</th><th>正規支給額</th><th>戻入すべき額</th></tr><tr><td>A</td><td>令和5年4月から 同年9月まで</td><td>12,000円</td><td>0円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>B</td><td>令和5年4月から 同年9月まで</td><td>137,170円</td><td>66,880円</td><td>70,290円</td></tr><tr><td>C</td><td>令和5年10月から 令和6年3月まで</td><td>42,600円</td><td>21,300円</td><td>21,300円</td></tr></table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和5年4月から 同年9月まで	12,000円	0円	12,000円	B	令和5年4月から 同年9月まで	137,170円	66,880円	70,290円	C	令和5年10月から 令和6年3月まで	42,600円	21,300円	21,300円	【職員の通勤手当に関する規則】 第20条 （中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）
	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額																	
	A	令和5年4月から 同年9月まで	12,000円	0円	12,000円																	
	B	令和5年4月から 同年9月まで	137,170円	66,880円	70,290円																	
C	令和5年10月から 令和6年3月まで	42,600円	21,300円	21,300円																		
措置の内容																						
過誤払となっていた通勤手当については、速やかに戻入を行い、当該職員からの納入を確認した。 検出事項の原因は、担当者間で休暇等の情報の共有が不十分であったこととその後のチェック体制が脆弱であったことにある。 再発防止に向け、関係者間で「通勤認定事務について 手引編」を使用して周知するとともに、今後、休暇（病気・産前産後等）、休業・休職等の取得情報の共有、事前・事後確認（出勤簿の確認）の徹底を図るなどチェック体制を強化し、適正な認定業務に努める。 今後は、規則等に基づき、適正な事務処理を行う。																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月6日）